

新婚さんの新生活 を応援します

新婚世帯の住居費・リフォーム費用、
引越費用の補助を行っています。

最大 30 万円



29歳以下の新婚さんは
最大 60 万円

～対象となる夫婦～

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- 対象となる住居が町内にあること
- 夫婦の合計所得が500万円未満であること（一人の場合だと給与年収が670万円程度まで。）
- 夫婦ともに次の（ア）～（エ）の講座をいずれか1つ受講すること
（ア）ライフデザイン支援講座 （イ）プレコンセプションケアに関する講座
（ウ）医療機関への妊娠・出産に関する相談 （エ）共家事・共育て講座
- 他の公的制度の家賃補助等を受けていないこと

新婚さんの

【紀宝町結婚新生活支援補助金】

新生活を支援します



～新婚世帯の新居住居費・引っ越し費用の補助を行っています～

♡ 対象となる人

以下の条件を全て満たした世帯が対象です。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ③ 対象となる住居が町内にあること
- ④ 夫婦ともにまたはどちらか一方が町内に住所を有すること
- ⑤ 夫婦の合計所得が500万円未満（1人の場合だと給与年収が670万円程度まで。）
- ⑥ 夫婦ともに以下の(ア)から(エ)の講座いずれか1つを受講すること。ただし、(エ)については、夫のみの受講でも可とする。
 - (ア) ライフデザイン支援講座
 - (イ) プレコンセプションケアに関する講座
 - (ウ) 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - (エ) 共家事・子育て講座
- ⑦ 他の公的制度の家賃補助等を受けていないこと

♡ 補助額

新生活を始めるにあたり、必要となる住居費、引越費用、リフォーム費用を合わせた額

- ・婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯
1世帯当たり上限 60万円
- ・その他の世帯
1世帯当たり上限 30万円

♡ 対象となる経費

◎ 住居費

結婚を機に住居を購入、または、住居を借りるための費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金、仲介手数料など（土地の購入費、駐車場代は対象外）

◎ 引越費用

引っ越し業者への支払いなど（レンタカー代、不用品の処分費用は対象外）

◎ リフォーム費用

結婚を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外。

♡ 申請期限

令和9年3月31日（水）まで

♡ 申請方法

次の書類を企画調整課まで提出してください。

- ・紀宝町結婚新生活支援補助金交付申請書
※企画調整課窓口、町ホームページで取得できます。
- ・所得証明書
※令和8年1月1日時点で住んでいた市町村で取得できます。（有料）※時期により異なる場合があります。
- ・婚姻日及び生年月日が確認できる書類（戸籍謄本等）
- ・住宅の売買契約書（購入の場合）
- ・住宅の賃貸借契約書（賃貸借の場合）
- ・住宅手当支給証明書（賃貸借の場合）
※企画調整課窓口、町ホームページで取得できます。
- ・工事請負契約書又は請書及び工事内容の内訳書、リフォーム前後の写真（リフォームの場合）
- ・対象経費の領収書
※対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- ・貸与型奨学金の返還額がわかる書類（該当する場合）

☎ お問い合わせ先

紀宝町役場企画調整課（0735-33-0334）